

みどりのたより

66号 平成28年7月13日

CONTENTS

I. 行政情報

1. 国内農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果 4
2. 平成28年度農薬危害防止運動の実施 7
3. 平成26年の農作業死亡事故の概要 9
4. 「飼料作物残留に係る農薬登録保留基準等の見直しについて(案)」意見募集 . . . 10
5. 平成27年食中毒発生状況の概要 12
6. 「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応-EXTEND2016」 13
7. 蜜蜂被害事例調査(平成25～27年度)の結果及び今後の取組 16
8. 無人航空機(ドローン含)に関する情報サイト 3
9. 平成28年の病虫害発生予察情報「特殊報」一覧 21
10. クビアカツヤカミキリムシ(*Aromia bungii*)に関する注意喚起・情報提供依頼 . . . 22

II. 緑の安全管理士会

1. 平成28年度「緑の安全管理士会」役員会開催 26
2. 「緑の安全管理士会」役員会資料(抜粋) 26
3. 事務局からの連絡とお願い 31

III. 緑の安全推進協会

1. 第27回通常総会開催 32
2. 資格認定研修会 32
3. 特別研修会 32
4. 「グリーン農薬総覧2016年 追補版」 32
5. 講師派遣 33
6. 農薬電話相談室 33
7. 農薬の適正使用等についての「リーフレット」 33
8. 「緑の安全管理士」連絡先等変更届出書 36
9. 「緑の安全管理士」認定証書及び認定証 紛失等再発行願い(様式) 37

I. 行政情報

ハイライト

1. 国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果(H28/4/8 日公表)

農林水産省は、平成 26 年度に実施した農薬の適正使用を確認するための調査結果を公表しました。

(1) 農薬の使用状況

3,948 戸の農家について、記入簿への記入内容等により農薬の使用状況を調査。

2 戸(0.05%)に不適正な使用が認められたが、ほぼすべての農家で農薬は適正に使用されていた。

(2) 農薬の残留状況

1,001 検体の農産物について、のべ 4,737 農薬・作物の組合せの残留農薬を分析。

1 検体(かぶの葉、0.07ppm [基準値 0.02ppm])を除いて残留基準値の超過はない。

農水省 HP:<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/160408.html>

(本文 4 頁へ)

2. 平成 28 年度農薬危害防止運動の実施 (平成 28 年 4 月 26 日公表)

農林水産省は、厚生労働省、環境省、都道府県等と共同で、農薬の不適切な取り扱いやそれに伴う事故等の未然防止を目的に、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底する運動を、農薬を使用する機会が増える 6 月～8 月にかけて実施し、啓発活動に努める。

農水省 HP:<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/160426.html>

(本文 7 頁へ)

3. 平成 26 年の農作業死亡事故について (平成 28 年 4 月 28 日公表)

農林水産省は、全国における農作業に伴う死亡事故の発生実態及びその原因等を把握することを目的として、厚生労働省の「人口動態調査」に係る死亡小票の中から、この 1 年間の農作業死亡事故について、道府県職員が調査を行い、報告のあったものを取りまとめた。

(1) 農作業による死亡事故件数は 350 件

(2) 事故区分別件数は、次のとおり

・農業機械作業 232 件 (66%) ・農業用施設作業 24 件 (7%)

・農業機械・施設以外の作業 94 件 (27%)

※農薬による中毒死は、0 件 (H22 年 2 件、H23 年 1 件、H24 年 1 件)

(3) 年齢階層は、65 歳以上の高齢者による事故が 295 件で、全体の 84%

農水省 HP:<http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/sien/160428.html>

(本文 9 頁へ)

4. 「飼料作物残留に係る農薬登録保留基準等の見直しについて(案)」意見募集 (平成 28 年 6 月 6 日公表)

環境省は、飼料用農作物を対象に、作物残留及び土壌残留に係る農薬登録保留基準の判断基準をより明確なものとする観点から、本案を取りまとめ、平成 28 年 7 月 5 日までの間、意見を求めている。

現在の保留基準は、「成分物質等が家畜の体内に蓄積される性質を有し、かつ、当該農薬を使用した飼料用農作物に当該農薬の成分物質等が残留する場合」と定性的な規定としている。

一方、平成 26 年 5 月、農薬の登録申請に係る試験成績を規定する局長通知が改正され、今後、家畜代謝試験及び家畜残留試験が提出され、畜産物の残留農薬基準が食品衛生法に基づき設定される。

今回の見直しは、現行の定性的規定を定量的規定(残留農薬基準)に対応するもの。

環境省 HP: <http://www.env.go.jp/press/102611.html>

(本文 10 頁へ)

5. 平成 27 年食中毒発生状況の概要 (平成 28 年 3 月 16 日公表)

厚生労働省は、平成 27 年食中毒発生状況の概要を公表した。

【概要】

- (1) 食中毒事件数は 1,202 件 (対前年+226 件)、患者数は 22,718 人 (対前年+3,363 人)、死者数 6 人 (対前年+4 人)。
- (2) 原因物質別は、細菌 431 件(6,029 人)、ウイルス 485 件(15,127 人)、寄生虫 144 件(302 人)、化学物質 14 件(410 人)、自然毒 96 件(247 人)、その他 1 件(2 人)、不明 31 件(601 人)。
- (3) 死者数の 4 人は、自然毒による (他 2 名は不明)。

厚労省 HP: <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000116573.html>

(本 12 頁へ)

6. 「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応- EXTEND 2016 」(平成 28 年 6 月 24 日公表)

環境省は、H28 年 5 月 2 日まで行った意見募集の結果を取りまとめ、併せて、向こう 5 年間程度を見据えた新たなプログラムを「EXTEND 2016」と名付け、公表しました。

これは、EXTEND 2010 の基本的理念を踏襲するもので、今後の調査研究の進展や知見の集積により、適宜必要な見直しを行う性格のもの、とする。本プログラムでは、環境リスクの評価を進めるため、評価手法の確立と評価の実施を加速化し、必要な場合には環境リスクの管理体系に組み込んでいくことを念頭に置いている。

環境省 HP: <http://www.env.go.jp/press/102679.html>

(本文 13 頁へ)

7. 蜜蜂被害事例調査(平成 25～27 年度)の結果及び今後の取組 (H28/7/7 公表)

農林水産省は、農薬と蜜蜂が減少する事例の発生との関連性を把握すること等を目的として、平成 25 年から 3 年間、農薬が原因と疑われる蜜蜂数の顕著な減少や大量の死虫の発生を調査し、今般、調査結果を総合的に解析し、併せて、今後の取組について取りまとめた。

【結果のポイント】

- (1) 報告された被害事例数は、69 件(H25 年)、79 件(H26 年)、50 件(H27 年)。
- (2) 被害の発生は、水稻のカメムシを防除する時期に多く、死虫からはカメムシ防除に使用可能な殺虫剤が多く検出された。

- (3) 被害件数が減少した都道府県に聞き取り等を行い、次の対策が有効である。
- ・農薬使用者と養蜂家の間の情報共有
 - ・巣箱の設置場所の工夫・退避
 - ・農薬の使用の工夫
- (4) 上記の対策により農薬による蜜蜂の被害は減少したが、北海道については、被害が減少していない。

【今後の取組】

- (1) 調査結果を踏まえ、次の取組を行う。
- ・都道府県による対策の継続的な実施の促進
 - ・水稻のカメムシを防除する時期（7～9 月）に、注意喚起のため、都道府県に通知を発出する。
- (2) 北海道は、農薬散布回数の削減や、巣箱を退避させることが可能な場所の確保の検討等の対策を推進する。
- (3) 農林水産省は、対策の有効性を検証する等のため、毎年、都道府県ごとに被害の件数等を把握する。
- (4) 農林水産省は、引き続き、国内外の知見を収集し、効果的な被害軽減対策を確立する等のために必要な調査研究を実施する。

農水省 HP: <http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/160707.html>

（本文 16 頁へ）

8. 無人航空機(ドローン含)に関する情報サイト

平成 28 年度「緑の安全管理士」更新研修会(兼支部大会)のメインテーマは、「農薬散布等に用いる無人航空機(ドローン)の現状」の予定です。

(講師:一般社団法人 農林水産航空協)

- (1) 無人航空機(無人ヘリコプター等)に関する情報[農林水産省]
http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120507_heri_mujin.html
- (2) 無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルール[国土交通省]
http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html 
- (3)「マルチローター式小型無人機による農薬散布の暫定運行基準とりまとめ」ほか
[一般社団法人 農林水産航空協会]
<http://www.j3a.or.jp/shoukai/newsH2712.html> 

〈参考〉 農林水産航空事業

<http://www.j3a.or.jp/shoukai/page02.html> 

1. 国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果

農水省 HP: <http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/160408.html>

(別添)

国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果の概要(平成 26 年度)

1 調査の目的

農産物の栽培農家等における農薬の使用状況の調査点検及び農産物の残留農薬の調査分析を行うことにより、農薬のリスク管理に係る施策の企画立案等のための基礎資料等を得るとともに、農薬の適正使用状況、農薬の使用頻度等を把握し、広く国民に情報提供することにより農薬に係る正しい理解を促し、調査点検結果等に基づく所要の指導を通じて、農薬の不適正使用の防止等を図り、もって安全な農産物の生産に資する。

2 農薬の使用状況調査

(1) 調査方法

平成 26 年度の調査は、穀類、豆類、野菜及び果実を生産している農家 3,948 戸を対象とした。対象農家が、農薬の使用状況を地域センター等から配布された農薬使用状況等記入簿に記入した。

地域センター等が農産物の出荷時期に当該記入簿を回収し、当該記入簿に記入された内容をもとに、使用された農薬の適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期及び使用回数の調査を行った。

(注)生産者団体等の独自の様式に、農薬の使用状況を記入している農家については、生産者団体等の帳簿に記載された内容をもとに調査している。

(2) 調査結果(概況)(別表1)

調査対象とした 3,948 戸の農産物販売農家のうち、3,946 戸(99.95 %)の農家は適正に使用していることが確認された。2 戸の農家で、以下の農薬の不適正な使用 2 件が認められた。

ア 不適正な使用の内容

(ア) 使用してはならない農産物に誤って使用した事例(1 件)

(イ) 使用回数を誤って使用した事例(1 件)

イ 不適正な使用が複数の農家で認められた作物該当なし

3 農薬の残留状況調査

(1) 調査方法

ア 試料検体数

調査対象となる試料は、出荷量の多い主要な農作物の中から、過去の調査の実施状況や検出状況を踏まえ、都道府県に割り当て、1,001 検体とした。

イ 試料採取方法

上記2の使用状況調査を実施した農家のうち、試料の提供及び残留農薬の調査実施に了解が得られた農家が生産したものを試料として採取した。穀類は、無作為に採取して合成縮分の上 1 kg 以上となるよう、野菜及び果実は、無作為に 5 個以上かつ合計重量が 2 kg 以上となるよう採取した。

ウ 分析方法

(ア) 分析対象農薬

調査対象となる各農産物に使用された農薬のうち、分析法が確立している農薬を選定した。

(イ) 分析法

「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」(平成 17 年1月 24 日付け食安発第 0124001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)の別添の第2章(一斉試験法)と第3章(個別試験法)に定められた試験法や精製溶媒等の一部修正を加えた分析法を用いた。なお、修正を加えた分析法について

ては「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインについて」(平成 19 年 11 月 15 日付け食安発第 1115001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)に従い妥当性を確認した。

(参考)

調査年度 (平成)	調査農 家数	農薬の 総使用 回数	不適正使 用のあった 農家数	不適正使用の内容別の農家数			
				誤った農作物 に使用	誤った使用 量又は希釈 倍数で使用	誤った時期 に使用	誤った回数 で使用
15 年度	3,820	26,599	80 (2.1%)	25 (0.7%)	—	21 (0.5%)	43 (1.1%)
16	3,881	32,704	29 (0.7%)	5 (0.1%)	5 (0.1%)	9 (0.2%)	11 (0.3%)
17	4,256	39,215	18 (0.4%)	4 (0.1%)	4 (0.1%)	8 (0.2%)	4 (0.1%)
18	4,002	42,071	11 (0.3%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	2 (0.0%)
19	4,741	49,291	15 (0.3%)	3 (0.1%)	4 (0.1%)	5 (0.1%)	4 (0.1%)
20	4,729	42,059	12 (0.3%)	4 (0.1%)	3 (0.1%)	5 (0.1%)	2 (0.0%)
21	4,735	43,311	17 (0.4%)	8 (0.2%)	5 (0.1%)	2 (0.0%)	4 (0.1%)
22	4,745	43,631	1 (0.02%)	1 (0.02%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)
23	4,665	39,305	16 (0.34%)	3 (0.06%)	4 (0.09%)	4 (0.09%)	6 (0.13%)
24	4,618	45,424	18 (0.39%)	8 (0.17%)	3 (0.06%)	6 (0.13%)	5 (0.11%)
25	3,928	31,977	6 (0.15%)	1 (0.03%)	2 (0.05%)	0 (0.00%)	4 (0.10%)
26	3,948	29,172	2 (0.05%)	1 (0.03%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	1 (0.03%)

(注)①平成 18 年度以降は従来の野菜及び果実に加え、穀類及び豆類も調査対象としている。

②平成 15 年度は、使用量又は希釈倍数については調査対象外。

エ 定量限界

適切な精確さをもって定量できる(具体的な濃度が決められる)濃度の限界値である定量限界は、各農薬ごとに残留基準値の 10 分の 1 以下となるよう設定した(ただし、基準値が一律基準 0.01 ppm とその付近のものについては、基準値以下となるように設定) ([略]別表 2)。

オ 妥当性確認

代表的な作物と農薬の組み合わせで添加回収率が適切な範囲(70 ～ 120%)にあることを確認した。

(2) 調査結果(概況) ([略]別表 3 及び別表 4)

4,737 分析試料検体(のべ検体数)の試料のうち、定量限界以上の農薬が検出された試料の検体は、合計 697 検体(のべ検体数)であった。

(注)のべ検体数:1 試料検体について 2 種類の農薬を分析した場合、2 検体として計算。定量限界以上の農薬が検出された 697 検体の試料のうち、696 検体は食品衛生法(昭和 22 年法

律第 233 号)に基づく残留基準値以下であったが、かぶ(葉)において、フェントエート(PAP)の残留基準値である 0.02 mg/kg を超過する試料が1検体(0.07 mg/kg)あった。

(参考)

農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)に基づく農薬の使用基準は、病虫害等への効果、人畜への安全性、環境への影響等の観点を踏まえて定めている。また、この使用基準に従って最も農薬が残留しやすい条件で使用した場合でも、作物中の残留量が食品衛生法に基づく農薬の残留基準値を超えることのない濃度として設定している。

すなわち、残留基準値は、農薬の使用基準が守られていれば、これを超過することはないものである。残留基準値への適合状況の調査は農薬の使用基準の遵守状況を効率的に把握する手段となる。

ア 残留基準値超過のみられた農産物を摂食した場合の健康影響について

【かぶの葉(フェントエート(PAP):0.07 mg/kg)】

今回の検出量のフェントエート(PAP)を含むかぶの葉を平均的な量食べた場合の当該農薬の基準値を超過して摂取する量が ADI(許容一日摂取量:毎日一生涯食べ続けても健康に影響がでない量)に占める割合は、0.0094 %であり、この割合は、全食品からの当該農薬の推定摂取量が ADI に占める割合 22.5 %に対し、ごく小さく、健康に長期的影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

◎慢性影響・当該農薬の慢性影響に係る最大許容量

$ADI(0.0029 \text{ mg/kg 体重/日}) \times 55.1\text{kg(国民平均体重)} \div 0.16 \text{ mg/人/日}$

・全食品における当該農薬の推定摂取量(0.036 mg/人/日)が ADI に占める割合 $0.036 \text{ mg/人/日} \div 0.16 \text{ mg/人/日} \div 22.5 \%$

・当該かぶの葉を平均的な量摂食した場合の当該農薬の基準値を超過して摂取する量が ADI に占める割合 $\{ \text{検出量}(0.07 \text{ mg/kg}) - \text{残留基準値}(0.02 \text{ mg/kg}) \} \times \text{平均的な摂食量}(0.3 \text{ g/日}) = 0.000015 \text{ mg/人/日}$ $0.000015 \text{ mg/人/日} \div 0.16 \text{ mg/人/日} \div 0.0094 \%$

◎急性毒性・JMPR 及び日本国内で未評価

イ 当該農家の農薬の使用状況について

当該ほ場での農薬の使用状況等を再度確認したところ、フェントエート乳剤は、収穫 47 日前(かぶには収穫 30 日前までの使用が可能)に使用されていたが、それ以外に、同剤の使用は記録されていなかった。使用基準違反やタンクの洗浄不足等が原因である可能性は低いと考えられたが、近隣のほ場での農薬散布による飛散が原因である可能性は否定できなかった。調査した範囲では、残留基準値を超えた明確な原因は確認できなかったことから、検出された成分の残留状況について引き続き注視する。

4 調査結果を受けた対応

- (1) 誤った農作物に農薬を使用するなど不適正な使用が認められた農家に対して、地方農政局及び都道府県から農薬の適正使用の徹底を図るよう指導を実施した。
- (2) 農薬の適正使用を推進するため、平成 27 年度も同様の調査を実施している。
- (3) これまでに調査対象の農産物への使用が確認された農薬を分析し、作物残留の傾向を把握することとする。また、調査内容については、これまでの調査結果をもとに適宜見直しを行う。

2. 平成 28 年度農薬危害防止運動の実施（平成 28 年 4 月 26 日通知）

農水省 HP: <http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/160426.html>



なお、農薬工業会は、2013 年度に策定しました農薬工業会将来構想「JCPA VISION 2025」に基づき、別紙「農薬工業会活動について」に紹介するように、2015 年度から具体的な活動として「農薬ナビゲーター活動*」を本格化する計画を進めています。

既に、系統及び商系流通の関係者の方々に、食料生産の重要性、農薬の役割・有用性・安全性への理解を深めることを目的として、同会が作成した動画を含むプレゼンテーション教材を用いて説明を終了しています。

（公社）緑の安全推進協会や緑の安全管理士におかれましても、農家の方々等に農薬の説明をされる機会がありましたら、同会作成のプレゼンテーション教材 CD のご活用をご検討ください。

*「農薬ナビゲーター活動」

同会の作成した動画を含むプレゼンテーション教材 CD を用いて、JA グループ役職員の方々や農家・生産者を対象に説明を実施し、食料生産の重要性、農薬の役割・有用性・安全性への理解を深めることを目的としています。

問合せ先：農薬工業会、TEL:03-5649-7191 FAX:03-5649-7245、
E-mail: jcpa@jcpa.or.jp

農薬工業会
イメージキャラクター
「ポテぼん」



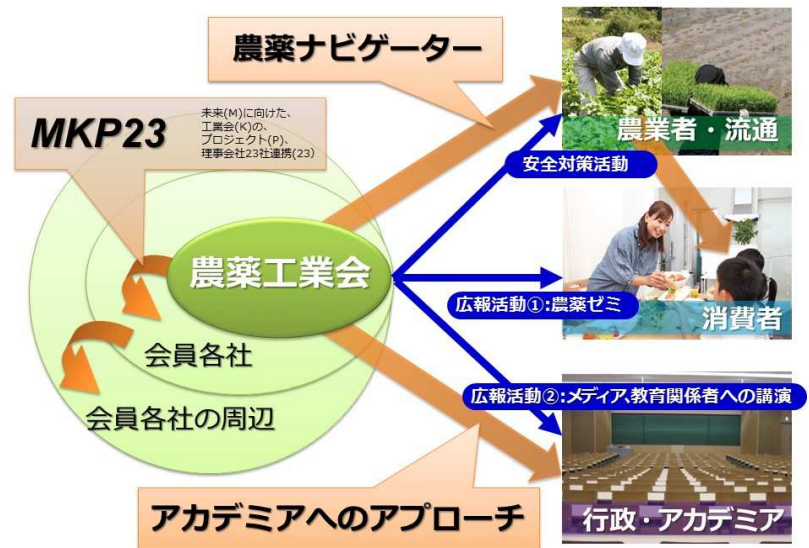
別紙

農薬工業会活動について

1. 従来からの活動

食の安全は国民の大きな関心事であり、農薬メーカーは常に最新の科学技術を駆使して高い安全性と安定した効果を有する製品を開発して生産者に提供している。消費者の理解を得るために、当会では農薬の安全性に係る広報活動として、まず消費者に向けた「農薬ゼミ」の開催に加え、毎年10～12月にBS-TBSにて5分番組を放送している。昨年はオードリー春日さんを起用し『知っとくベジライフ』とのタイトルで放映した。次にメディアへの活動としてジャーナリストを対象に、更に教育関係者を対象にセミナーを開催している。

特に、家庭科教職員セミナーは、子供たちへの正しい食の安全に関する情報発信につながるため、今後もより一層注力する方針。



2. 新たな取組

農薬工業会では、新たな局面を迎える日本の農業において効率的な食料生産への期待が高まるなか、改めて「食料生産の重要性と農薬の役割」について、会員各社内及びその周辺（MKP23 活動）、農業者・流通関係者（農薬ナビゲーター活動）、そしてアカデミアを対象に情報発信するビジョン活動に取り組んでいる。

発信情報 4 つのポイント

① 食料生産の重要性

世界の人口増加を支えるために食料増産と安定供給が必要になります。日本の農業では食料自給率のアップが求められています。

② 農薬の役割

限りある耕作地で高効率・高品質の作物生産に、農薬は必須の生産資材です。農薬の役割は、収量・品質の確保、省力化、カビ毒リスクの低減です。

③ 科学的データの裏付け

農薬の安全性確保のために、ヒトへの安全性、環境への影響などが評価され、残留基準値が設定され、使用基準も定められて登録されます。

④ 農薬の適正使用

日本では、農薬の適正使用が徹底されており、食品中の残留農薬は極めて低いレベルに保たれているため、健康と安全上の問題はありません。

以上

3. 平成 26 年に発生した農作業死亡事故の概要

表 1 農作業中の死亡事故発生状況

(単位：件、%)

	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年
事故発生件数	395	391	397	374	408	398	366	350	350	350
農業機械作業に係る事故	263 (66.6)	242 (61.9)	259 (65.2)	260 (69.5)	270 (66.2)	278 (69.8)	247 (67.5)	256 (73.1)	228 (65.1)	232 (66.3)
乗用型トラクター	124 (31.4)	115 (29.4)	115 (29.0)	129 (34.5)	122 (29.9)	114 (28.6)	123 (33.6)	106 (30.3)	111 (31.7)	95 (27.1)
歩行型トラクター	55 (13.9)	26 (6.6)	35 (8.8)	35 (9.4)	36 (8.8)	50 (12.6)	40 (10.9)	40 (11.4)	21 (6.0)	30 (8.6)
農用運搬車	30 (7.6)	53 (13.6)	45 (11.3)	35 (9.4)	30 (7.4)	46 (11.6)	31 (8.5)	40 (11.4)	33 (9.4)	32 (9.1)
自脱型コンバイン	10 (2.5)	6 (1.5)	10 (2.5)	9 (2.4)	17 (4.2)	15 (3.8)	9 (2.5)	17 (4.9)	11 (3.1)	10 (2.9)
動力防除機	4 (1.0)	3 (0.8)	4 (1.0)	5 (1.3)	9 (2.2)	8 (2.0)	4 (1.1)	7 (2.0)	10 (2.9)	12 (3.4)
動力刈払機	3 (0.8)	1 (0.3)	6 (1.5)	3 (0.8)	11 (2.7)	7 (1.8)	5 (1.4)	8 (2.3)	5 (1.4)	8 (2.3)
その他	37 (9.4)	38 (9.7)	44 (11.1)	44 (11.8)	45 (11.0)	38 (9.5)	35 (9.6)	38 (10.9)	37 (10.6)	45 (12.9)
農業用施設作業に係る事故	23 (5.8)	26 (6.6)	21 (5.3)	17 (4.5)	18 (4.4)	14 (3.5)	20 (5.5)	19 (5.4)	12 (3.4)	24 (6.9)
農業機械・施設以外の作業に係る事故	109 (27.6)	123 (31.5)	117 (29.5)	97 (25.9)	120 (29.4)	106 (26.6)	99 (27.0)	75 (21.4)	110 (31.4)	94 (26.9)
性別										
男	341 (86.3)	330 (84.4)	333 (83.9)	325 (86.9)	337 (82.6)	334 (83.9)	304 (83.1)	302 (86.3)	303 (86.6)	305 (87.1)
女	53 (13.4)	61 (15.6)	64 (16.1)	49 (13.1)	71 (17.4)	64 (16.1)	62 (16.9)	48 (13.7)	47 (13.4)	45 (12.9)
うち 65 歳以上層に係る事故	298 (75.4)	305 (78.0)	286 (72.0)	296 (79.1)	324 (79.4)	321 (80.7)	281 (76.8)	278 (79.4)	272 (77.7)	295 (84.3)

注：1 ()内は、事故発生件数に対する割合である。

2 17 年の性別については、不明が 1 名いる。

3 25 年の年齢については、不明が 1 名いる。

4 飼料作物残留に係る農薬登録保留基準等の見直しについて（案）

環境省 HP : <http://www.env.go.jp/press/files/jp/103032.pdf>

I 背景 [略]

II 課題と対応方針(案) [略]

III 改正案

(1) 作物残留に係る農薬登録保留基準のうち飼料用農作物残留に係る農薬登録保留基準の規定(第1号のロ)

本規定を以下の方向で改正する。【~~〔略〕別添1参照~~】

(改正のポイント)

飼料用農作物に農薬が残留する場合において、当該飼料用農作物を供した乳牛から得られる乳汁に当該農薬が移行する場合に農薬の登録を保留。

↓

飼料用農作物に農薬が残留する場合において、食品衛生法を引用し、当該飼料用農作物を供した家畜から得られる畜産物(乳、肉、卵等)が汚染される場合に農薬の登録を保留。

[現行]

当該農薬の成分物質等が家畜の体内に蓄積される性質を有し、かつ、飼料用農作物等に当該農薬を使用した場合に、その使用に係る飼料用農作物等に当該農薬の成分物質等が残留することとなること(その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められる場合を除く。)

[改正案]

飼料用農作物等に当該農薬を使用した場合に、当該農薬の成分物質等(食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。以下同じ。)が残留(その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められる場合を除く。)し、かつ、当該飼料用農作物等を供した家畜から得られる畜産物が汚染されることとなること(その汚染に係る畜産物が食品衛生法第11条第1項の規定に基づく規格^{※3}に適合するもの及び同条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量^{※4}を超えないものを除く。)

※3 残留農薬基準(食品別の規格)

※4 一律基準(0.01ppm)

(2) 土壌残留に係る農薬登録保留基準のうち後作物が飼料用農作物の場合の規定
(第2号のハ)

本規定を以下の方向で改正する。【~~略~~別添2参照】

(改正のポイント)

後作物である飼料用農作物に農薬が残留する場合において、当該飼料用農作物を供した乳牛から得られる乳汁に当該農薬が移行する場合に農薬の登録を保留。

↓

後作物である飼料用農作物に農薬が残留する場合において、食品衛生法を引用し、当該飼料用農作物を供した家畜から得られる畜産物(乳、肉、卵等)が汚染される場合に農薬の登録を保留。

[現行]

当該農薬の成分物質等が家畜の体内に蓄積される性質を有し、かつ、当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地においてその使用後1年以内に通常栽培される飼料用農作物等に当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの(その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められる場合を除く。)であること。

[改正案]

当該農薬の使用に係る農地においてその使用後1年以内に通常栽培される飼料用農作物等に当該農薬の成分物質等が残留(その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められる場合を除く。)し、かつ、当該飼料用農作物等を供した家畜から得られる畜産物が汚染されることとなるもの(その汚染に係る畜産物が食品衛生法第11条第1項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

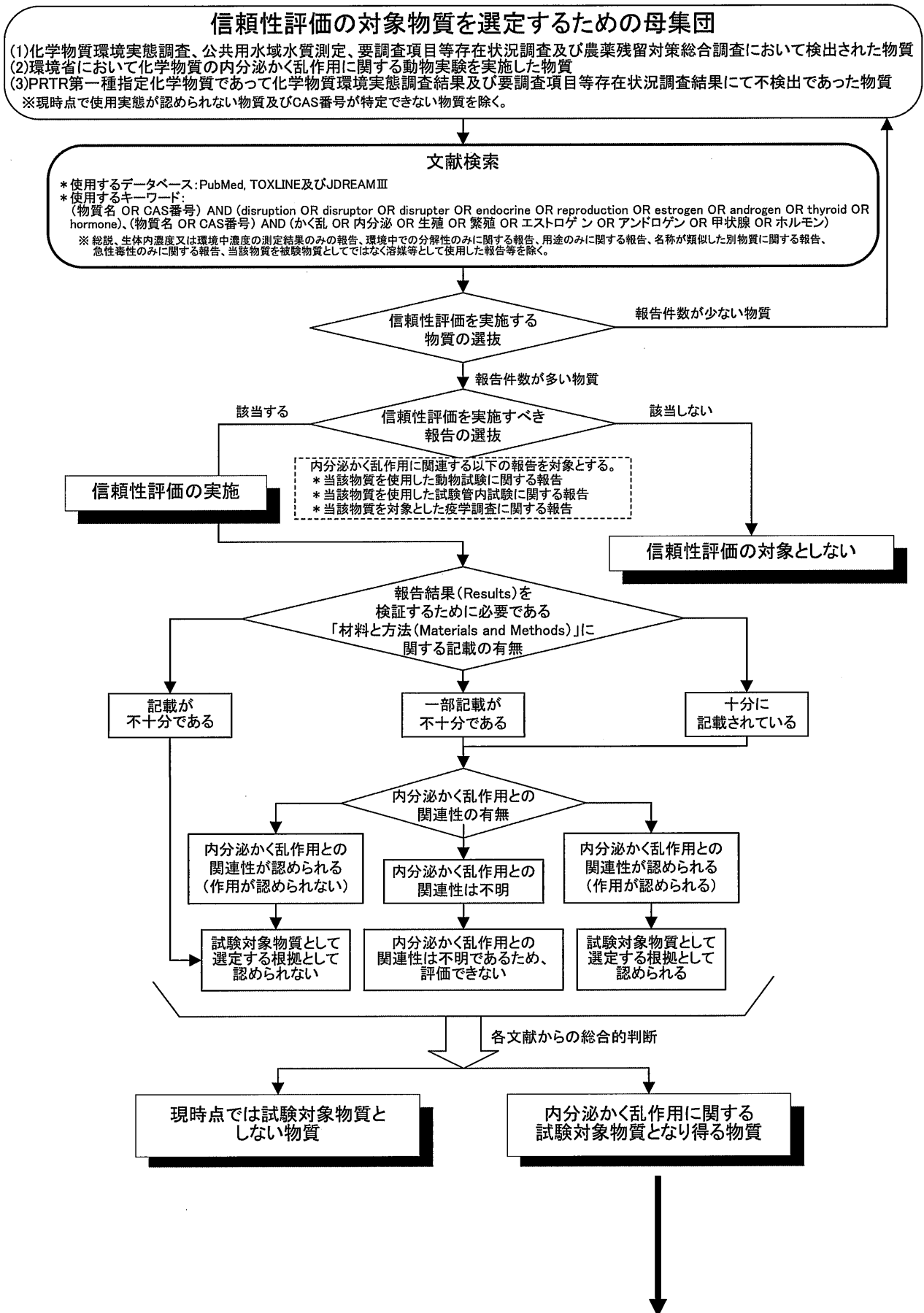
5. 平成27年度食中毒発生状況の概要

病因物質別発生状況(平成27年)

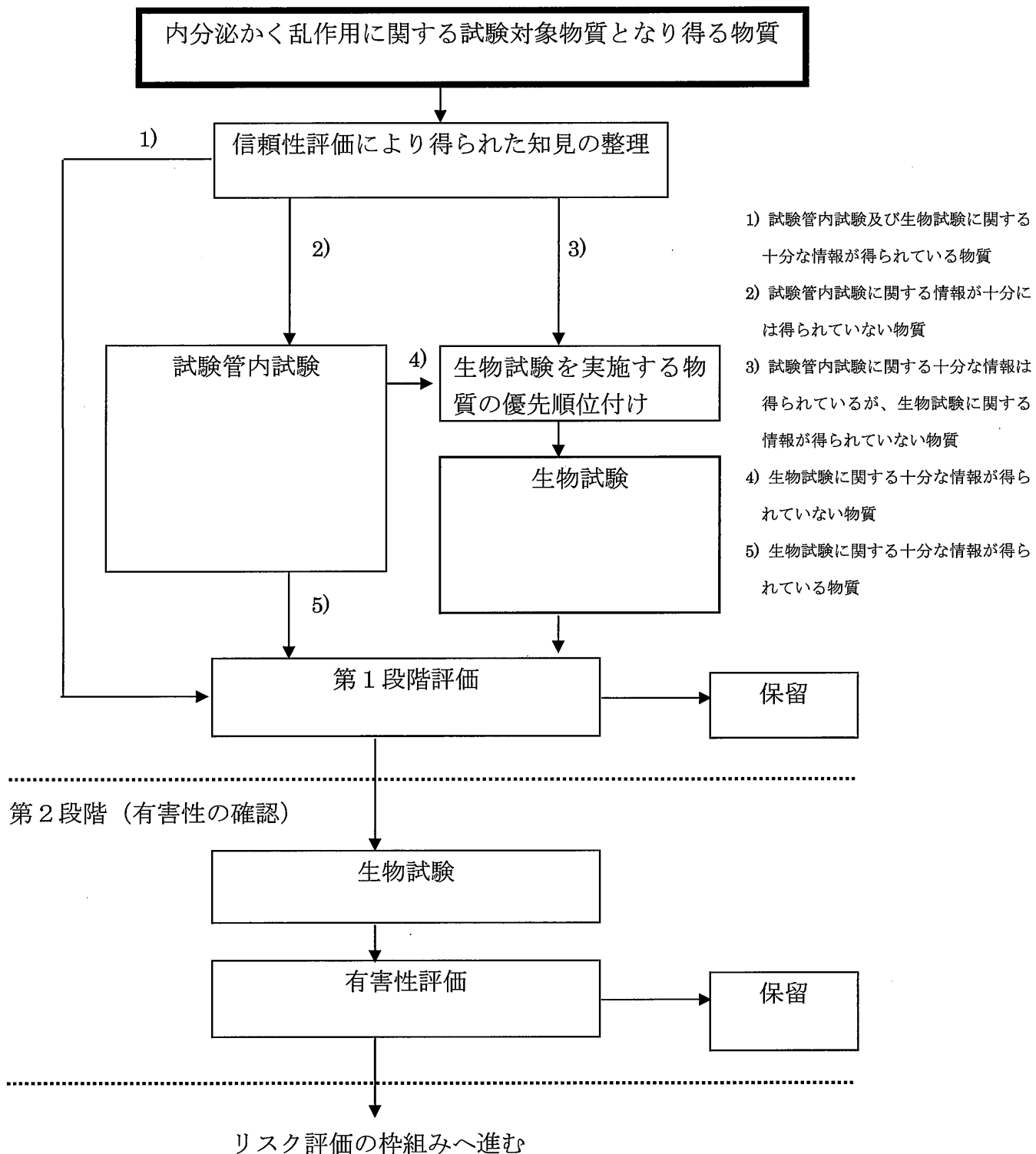
	(うち2人以上の事例)					(うち1人の事例)				
	事件数	(%)	患者数	%	死者数	事件数	(%)	患者数	%	死者数
総数	1,202	100.0	22,718	100.0	6	992	100.0	22,508	100.0	2
病因物質判明	1,171	97.4	22,117	97.4	6	961	96.9	21,907	97.3	0
病因物質不明	31	2.6	601	2.6	0	31	3.1	601	2.7	0
細菌	1,202	100.0	22,718	100.0	6	992	100.0	22,508	100.0	2
総数	431	35.9	6,029	26.5	0	388	39.1	5,986	26.6	0
サルモネラ属菌	24	2.0	1,918	8.4	0	23	2.3	1,917	8.5	0
ぶどう球菌	33	2.7	619	2.7	0	33	3.3	619	2.8	0
ポツリヌス菌	0	-	0	-	0	0	-	0	-	0
腸炎ビブリオ	3	0.2	224	1.0	0	3	0.3	224	1.0	0
腸管出血性大腸菌(VTEC)	17	1.4	156	0.7	0	17	1.7	156	0.7	0
その他の病原大腸菌	6	0.5	362	1.6	0	6	0.6	362	1.6	0
ウエルシュ菌	21	1.7	551	2.4	0	21	2.1	551	2.4	0
セラウス菌	6	0.5	95	0.4	0	6	0.6	95	0.4	0
エルシニア・エンテロコロチカ	0	-	0	-	0	0	-	0	-	0
カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	318	26.5	2,089	9.2	0	277	27.9	2,048	9.1	0
ナグビブリオ	0	-	0	-	0	0	-	0	-	0
コレラ菌	0	-	0	-	0	0	-	0	-	0
赤痢菌	0	-	0	-	0	0	-	0	-	0
チフス菌	0	-	0	-	0	0	-	0	-	0
パラチフスA菌	0	-	0	-	0	0	-	0	-	0
その他の細菌	3	0.2	15	0.1	0	2	0.2	14	0.1	0
総数	485	40.3	15,127	66.6	0	485	48.9	15,127	67.2	0
ノロウイルス	481	40.0	14,876	65.5	0	481	48.5	14,876	66.1	0
その他のウイルス	4	0.3	251	1.1	0	4	0.4	251	1.1	0
総数	144	12.0	302	1.3	0	22	2.2	180	0.8	0
クドア	17	1.4	169	0.7	0	17	1.7	169	0.8	0
寄生虫	0	-	0	-	0	0	-	0	-	0
サルコシステイス	127	10.6	133	0.6	0	5	0.5	11	0.0	0
アニサキス	0	-	0	-	0	0	-	0	-	0
その他の寄生虫	14	1.2	410	1.8	0	13	1.3	409	1.8	0
化学物質	96	8.0	247	1.1	4	52	5.2	203	0.9	0
総数	58	4.8	178	0.8	2	36	3.6	156	0.7	0
自然毒	38	3.2	69	0.3	2	16	1.6	47	0.2	0
動物性自然毒	1	0.1	2	0.0	2	1	0.1	2	0.0	2
その他	31	2.6	601	2.6	0	31	3.1	601	2.7	0
不明										

6. 「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応 -EXTEND2015-」

図3 EXTEND2010における内分泌かく乱作用に関する試験及び評価の基本的な流れ



第1段階（内分泌系に対する作用の有無を確認）



注) 文中の「本プログラム」は、EXTEND2015を指す。

なお、ばく露評価を行う際には、水環境保全に向けた取組のための要調査項目をはじめとする他の環境調査の結果も最大限活用する。また、環境調査データのほか、環境に由来する化学物質の人又は環境中の生物に対するばく露経路を踏まえ、必要に応じてばく露評価に必要となる関連データを収集し活用する。

2.3 リスク評価及びリスク管理について

(1) リスク評価

EXTEND2010 では、作用・影響を評価するための試験法の開発が長期に及んだため、リスク評価を行った物質はなかった。しかし、平成 27 年 7 月に本プログラムにおいてエストロゲン様作用等を評価するために必要な「メダカ拡張 1 世代繁殖試験 (MEOGRT)」が OECD でテストガイドライン 240 (OECD TG 240) として採択されたことから、上記 2.2 における作用・影響の評価を経て、リスク評価を着実に進める。

なお、化学物質の環境リスク評価においては、内分泌かく乱作用を単独で取り出して評価することは適当でなく、化学物質の様々な作用の一面又はその他の生体への作用と組み合わせられたものとして評価することが必要である。

環境省では、

- ・ 多数の化学物質の中から環境リスクが高い可能性があるものを効率的に選び出し、リスク管理の検討に向けた詳細な評価を行う候補物質を抽出することを目的とする評価
- ・ 法律に基づく基準設定や規制導入を含め、環境行政としてリスク管理の必要性を判断するための詳細なリスク評価

の 2 つのレベルに対応するリスク評価を行っている。EXTEND2010 ではこのようなリスク評価の体系に内分泌かく乱作用に関する評価を追加することを視野に入れてリスク評価を進めることとしており、本プログラムにおいても原則としてこの方針を継続する。なお、下記 (2) における検討の状況を踏まえ、所要の修正が必要となった場合は、適切に検討を行う。

(2) リスク管理

上記 (1) と同様に、EXTEND2010 ではリスク管理に関する議論は行われなかった。しかし、今後、本プログラムのもとで着実にリスク評価を進めることとしており、化学物質の内分泌かく乱作用に関するリスク管理については諸外国で既に検討が進んでいることから、これらの動向も注視しつつ早期にリスク管理のあり方を検討する必要がある。

7. 蜜蜂被害事例調査の結果及び今後の取組

蜜蜂被害事例調査（平成 25 年度～27 年度）の結果及び 今後の取組について（概要）

平成 28 年 7 月
消費・安全局

1. 蜜蜂被害事例調査の結果について

【調査の背景と目的】

- 欧米では、2000 年代より、蜜蜂の大量失踪（いわゆる「蜂群崩壊症候群」（CCD））が問題となり、その原因は、病気、ダニ、農薬等である可能性が指摘されている。
- 農林水産省は、関心の高い農薬と蜜蜂が減少する事例の発生との関連性を把握すること等を目的として、平成 25 年度から 27 年度にかけての 3 年間で、農薬が原因と疑われる蜜蜂数の顕著な減少や大量の死虫の発生（以下「被害」という。）事例を調査することとした。

【被害の発生状況】

- 報告された被害事例の数は、69 件（平成 25 年度）、79 件（平成 26 年度）、50 件（平成 27 年度）であった。
 - ※ 被害のあった巣箱の比率は、いずれの年も、全国の巣箱数の 1 % 未満であった。
- いずれの年も、報告された被害のうち、1 巣箱当たりの最大死虫が 1000～2000 匹以下という比較的小規模な事例が多くを占めていた。
 - ※ 一般的に、1 つの巣箱には数万匹の蜜蜂がおり、巣の蜜蜂の数に多少の減少が生じてても、養蜂家の飼養管理により、蜂群は維持・回復する。なお、働き蜂の寿命は、約 1 ヶ月（夏季）といわれている。
- なお、いずれの年も、蜜蜂の大量失踪（いわゆる「蜂群崩壊症候群」（CCD））に該当する事例はなかった。

【被害の原因】

- 被害の発生は、水稻のカメムシを防除する時期に多く、巣箱の前から採取した死虫からは各種の殺虫剤が検出されたが、それらの多くは水稻のカメムシ防除に使用可能なものであった。
- これらのことから、分析に供した死虫の発生は、水稻のカメムシ防除に使用された殺虫剤に、蜜蜂が直接暴露したことが原因である可能性が高いと考えられる。なお、検出された各種の殺虫剤の被害への影響の程度は特定できなかった。

【被害の軽減に有効な対策】

- 被害件数が減少した都道府県に聞き取り等を行った結果、以下の対策が有効であることが明らかになった。
 - ① 農薬使用者と養蜂家の間の情報共有
 - ・ 養蜂家は、巣箱の設置場所等の情報を農薬の使用者と共有する
 - ・ 農薬の使用者は、農薬を散布する場合は、事前に、散布場所周辺の養蜂家に対し、その旨を連絡する 等
 - ② 巣箱の設置場所の工夫・退避
 - ・ 養蜂家は、周辺を水田に囲まれた場所には、できるだけ巣箱を設置しない
 - ・ 養蜂家は、農薬の使用者から連絡を受けた場合、巣箱を別の場所に退避させる 等
 - ③ 農薬の使用の工夫
 - ・ 蜜蜂の活動が盛んな時間帯の農薬散布を避ける
 - ・ 蜜蜂が暴露しにくい形態の農薬（粒剤等）を使用する 等

【今後の課題】

- 対策を実施することによって、農薬による蜜蜂の被害は減少したが、北海道については、被害が減少しなかった。

2. 今後の取組について

【対策】

- 農林水産省は、以下の取組を行う。
 - ・ 都道府県による対策の継続的な実施を促進
 - ・ 水稻のカメムシを防除する時期（7月～9月頃）には、注意喚起のため、都道府県に対し、通知を発出
- 北海道は、農薬散布回数の削減や、巣箱を退避させることが可能な場所の確保の検討等の対策を推進する。

【情報収集】

- 上記の対策の有効性を検証する等のために、毎年、都道府県ごとに被害の件数等を把握する。
- 引き続き、国内外の知見を収集するとともに、効果的な被害軽減対策を確立する等のために必要な調査研究を実施する。



28消安第1716号

28生畜第509号

平成28年7月7日

各地方農政局消費・安全部長
生産部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

殿

(農林水産省) 消費・安全局農産安全管理課長
生産局畜産部畜産振興課長

平成28年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について

農薬による蜜蜂被害の全国的な発生状況をより正確に把握し、事故の発生要因を踏まえた被害防止対策の検討に資するため、農林水産省では、「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」(平成25年5月30日付け25消安第785号消費・安全局農産安全管理課長通知。以下「調査・報告通知」という。)を発出し、蜜蜂の被害事例のうち、農薬の関与が疑われるものについて、平成25年度から平成27年度までの3年間、蜜蜂の被害と周辺作物の作付状況及び農薬の使用状況との関連性等の情報を収集してきたところであるが、この3年間の情報収集によって把握された主な事項は、以下のとおりである(詳細については別添参照のこと)。

- ① 被害の発生は、水稻のカメムシを防除する時期に多く、巣箱の前から採取した死虫からは各種の殺虫剤が検出されたが、それらの多くは水稻のカメムシ防除に使用可能なものであったこと。これらのことから、分析に供した死虫の発生は、水稻のカメムシ防除に使用された殺虫剤に、蜜蜂が直接暴露したことが原因である可能性が高いと考えられること。なお、検出された各種の殺虫剤の被害への影響の程度は特定できなかったこと。
- ② 被害を軽減させるためには、例えば、以下の対策を実施することが有効であることが確認されたこと。
 - ・ 農薬使用者と養蜂家の間の情報共有
 - ・ 巣箱の設置場所の工夫・退避
 - ・ 農薬の使用の工夫(粒剤の使用等)

については、以上を踏まえ、引き続き、農薬による蜜蜂の被害を軽減するため、下記の事項を貴管下の各(都府県)に対し、周知・指導願いたい。

なお、下記の事項を実施するに当たっては、必要に応じて、消費・安全対策交付金を活用するよう、併せて周知願いたい。

記

(1) 蜜蜂の被害に関する認識の共有

都府県の畜産部局及び農薬指導部局は、その所属又は関係する普及指導員や病害虫防除所の職員、農薬使用者、養蜂家、農業団体、養蜂組合等関係者に対し、以下の事項を周知すること。

- ① 被害の発生は、水稻のカメムシ防除の時期に多いこと。
- ② 水田に飛来した蜜蜂が、水稻のカメムシ防除に使用される殺虫剤に直接暴露すれば、被害が発生する可能性が高いこと。
- ③ 被害を軽減させるためには、例えば、以下の対策を実施することが有効であること。
 - ・ 農薬使用者と養蜂家の間の情報共有
 - ・ 巣箱の設置場所の工夫・退避
 - ・ 農薬の使用の工夫（粒剤の使用等）

(2) 情報共有の更なる徹底

都府県の農薬指導部局及び畜産部局は、農薬使用者と養蜂家間の情報共有の更なる徹底を図るため、以下の情報を得た上で、関係先に伝達すること。

(イ) 蜂場の情報関係

- ① 都府県の畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、蜂場の情報（蜂場の場所、巣箱の設置期間等）を農薬指導部局及び農業団体等に伝えること。
- ② 都府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、①で得た情報を蜂場の周辺の水稲農家等に伝えること。

(ロ) 水稻の防除に係る情報関係

- ① 都府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜂場が設置される可能性のある場所の周辺（蜜蜂の飛翔範囲を考慮すれば、通常、蜂場から半径約2kmの範囲）の水稻のカメムシ防除の時期*等の情報を、畜産部局及び養蜂組合等に伝えること（情報は、無人ヘリコプターの空中散布等事業計画や地域の農業団体を作成する防除暦等から得ること）。

* 開花期直前～開花期後2週間程度。地域ごとの防除実態、その年のカメムシの発生状況等により異なる。

- ② 都府県の畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、①で得た情報を養蜂家に伝えること。

(ハ) 水稻以外の作物の防除に係る情報関係

- ① 都府県の農薬指導部局は、水稻が栽培されていない地域等でも被害事例の報告があったことを踏まえ、農業団体等の協力を得て、蜂場が設置される可能性のあ

る場所の周辺で栽培される水稻以外の作物に関する防除の時期等の情報を畜産部局及び養蜂組合等に伝えること。

- ② 都府県の畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、①で得た情報を養蜂家に伝えること。

(3) 被害軽減のための対策の推進

都府県の農薬指導部局及び畜産部局は、農薬による蜜蜂の被害を軽減させるために、(1)及び(2)の取組のほか、農業団体や養蜂組合等と相談しつつ、地域の実態に合わせて協議会を設けるなどして、例えば、以下の対策を行うこと。

- ① 養蜂組合等の協力を得て、養蜂家に対し、以下の指導を行うこと。
- ・ 蜜蜂がカメムシ防除の殺虫剤に暴露する確率が高い場所（水田で囲まれた場所や周辺に水稻以外の花粉源が少ない場所等）に巣箱を設置することは控えること。
 - ・ 水稻のカメムシ防除の時期には、巣箱を水田の周辺から退避させること。
- ② 農業団体等の協力を得て、水稻農家に対し、以下の指導を行うこと。
- ・ 使用する農薬のラベルに、「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を遵守すること。
 - ・ 農薬の散布は、蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯（午前8時～12時まで）を避け、可能な限り、早朝又は夕刻に行うこと。
 - ・ 蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤等）の殺虫剤を使用すること。
- ③ 以上のほか、巣箱の移動手段の提供、共同の退避場所の設置等、地域の実態を考慮した取組を検討し、実施すること。

(4) 対策の有効性の検証等

都府県の農薬指導部局及び畜産部局は、対策の有効性の検証等を行うために、以下の取組を実施すること。

① 対策の有効性の検証

都府県で行った被害軽減のための対策等については、有効性の検証を行い、平成29年3月末日までに、別記様式1により、農政局等を通じて、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室あて報告すること。

② 被害の迅速かつ正確な把握

管内で蜜蜂の被害が生じた場合には、調査・報告通知の別添「蜜蜂被害事例調査実施要領」及び別紙1「本調査の報告の対象とする蜜蜂の被害事例等」の考え方に基づき、別記様式2を用いて、迅速かつ正確に被害の状況を把握すること。

③ 被害の報告

被害については、②によりその状況を把握し次第、速やかに、別記様式3により、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室あて報告すること。なお、報告の際には、別記様式2を添付すること。

9. 病害虫発生予察情報「特殊報」について

農林水産省及び都道府県は、農作物の生育状況などを調査して、これに基づく情報を関係者に広く提供する「病害虫発生予察事業」を実施しています。

「発生予察情報」には、病害虫の発生に関する情報を定期的に発表される「発生予報」、病害虫が大発生することが予想され、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表される「警報」、警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予想される場合に発表される「注意報」及び、それまで未発生の病害虫を発見した場合、重要な病害虫の生態及び発生消長に特異な現象が認められた場合に速やかに発表される『特殊報』があります。

(1) 平成 28 年 1 月以降、都道府県が発表している『特殊報』は次のとおりです。

* この一覧表は、農林水産省が発表する病害虫発生予報に掲載しているものを取りまとめたもので、都道府県が発表している発生予察情報と作物名・病害虫名の表記が一部異なる場合があります。

【特殊報】

平成 28 年 7 月 12 日現在

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
1 月 4 日	大分県	しそ	シソサビダニ
1 月 4 日	大分県	めぼうき(バジル)	メボウベと病(仮称)
1 月 8 日	岡山県	ほうれんそう、しゅんぎく	オオクビキレガイ
1 月 8 日	群馬県	ブルーベリー	ブルーベリータマバエ(仮称)
1 月 14 日	岐阜県	きく	キク茎えそ病
1 月 15 日	鹿児島県	アブラナ科野菜(キャベツ)	ケブカノメイガ
1 月 20 日	神奈川県	トマト	トマト黄化病
1 月 28 日	長野県	くるみ	クルミ黒斑細菌病(仮称)(クルミ褐色腐敗病)
1 月 29 日	愛媛県	くるみ	クルミ黒斑細菌病(仮称)(クルミ褐色腐敗病)
1 月 29 日	沖縄県	めぼうき(バジル)	メボウベと病(仮称)
2 月 10 日	神奈川県	トマト	トマト葉かび病(レース 2. 9)
3 月 1 日	愛知県	めぼうき(バジル)	メボウキベと病(仮称)
3 月 3 日	山口県	トマト	トマト葉かび病(レース 2. 9)
3 月 4 日	長野県	ゆきやなぎ	ユキヤナギハマキフシダニ
3 月 7 日	長崎県	茶	チャトゲコナジラミ
3 月 17 日	山梨県	トマト	トマト黄化病
3 月 22 日	徳島県	ほうれんそう	ハウレンソウベと病(レース 13)
3 月 29 日	神奈川県	オリーブ	オリーブがんしゅ病
3 月 31 日	徳島県	レタス	レタス白絹病
4 月 5 日	香川県	シネラリア	シネラリアえそ斑紋病
4 月 26 日	徳島県	きゅうり	ウリ類退緑黄化ウイルス
5 月 2 日	愛知県	たまねぎ	タマネギえそ条斑病

5月31日	愛知県	トマト	トマト黄化病(ToCV)
5月31日	長野県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3 系統)
5月31日	長崎県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3 系統)
6月6日	広島県	レタス	オオクビキレガイ
6月6日	広島県	インパチェンス	インパチェスベと病
6月7日	静岡県	にんじん	キクノネハネオレバエ
6月10日	千葉県	ほうれんそう	ハコベハナバエ
6月22日	静岡県	ブルーベリー	ブルーベリータマバエ(仮称)
6月28日	埼玉県	ねぎ、にんじん	クロバネキノコバエ科の一種
7月7日	千葉県	ローズマリー	<i>Eupteryx decemnotata</i>

(2) 病虫害防除に関する情報の活用について

農林水産省では、農作物の安定生産のためには、適期の病虫害防除が必要なことから、病虫害防除が適切に実施されるよう、都道府県等の関係機関と連携して、発生予察事業による病虫害の発生予測、総合的病虫害・雑草管理(IPM)の推進、農薬飛散低減対策の指導等を実施しています。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/index.htm>

(3) 病虫害発生予察情報に関するウェブページ

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120104_yoho.html

[平成 28 年度発表予定日]

第 5 号:7 月 26 日(火曜日)

第 6 号:8 月 23 日(火曜日)

第 7 号:9 月 20 日(火曜日)

第 8 号:10 月 18 日(火曜日)

第 9 号:11 月 22 日(火曜日)

第 10 号:平成 29 年 2 月 21 日(火曜日)

10. *Aromia bungii* (クビアカツヤカミキリムシ)に関する注意喚起及び情報提供依頼について

Aromia bungii は、平成 24 年に愛知県下のサクラにおいて我が国で初めて発生が確認され、平成 27 年には、群馬県、東京都、大阪府、徳島県でその発生が確認されています。

平成 27 年 3 月に環境省・農林水産省が作成した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に総合対策外来種として記載され、同 28 年 2 月 29 日に「*Aromia bungii* (クビアカツヤカミキリムシ)に関する注意喚起及び情報提供依頼について」が環境省と農林水産省の連名で各都道府県へ通知文書(別紙:生態等及び調査・防除方法等)を参考までに紹介します(次頁)。

都道府県発表の特殊報は、同 25 年 6 月に愛知県、同 27 年 8 月徳島県です(H28/7/07 現在)。

◇「我が国の生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」の作成について

〈農水省〉 <http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kankyo/150326.html>

〈環境省〉 <http://www.env.go.jp/press/100775.html>



[写]

環自野発第 1602291 号
27 消安第 5782 号
平成 28 年 2 月 29 日

各都道府県農林水産担当部局長宛て

環境省自然環境局野生生物課長
農林水産省消費・安全局植物防疫課長
(公印省略)

Aromiabungii (クビアカツヤカミキリ) に関する注意喚起及び情報
提供依頼について

日頃より野生生物行政及び植物防疫行政に御協力いただき感謝します。

平成 24 年に愛知県のサクラで我が国で初めて発生が確認され、平成 25 年に埼玉県
のサクラで発生が確認された *Aromiabungii* は、海外ではサクラ、モモ等のバラ科を中
心とした多種の樹を加害することが知られています。このため、発生地においては、
当該虫に係る調査及び防除が実施されているところです。また、当該虫は、平成 27 年
3 月に環境省及び農林水産省が作成した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれの
ある外来種リスト」に総合対策外来種として記載されています。

こうした中、平成 27 年、群馬県、東京都、大阪府及び徳島県において、農林水産省
植物防疫所が当該虫の発生に係る報告を受けたことから、当該虫の発生状況調査を実
施しました。この結果、群馬県及び徳島県の公園や街路樹等のサクラで当該虫の発生
が確認されるとともに、徳島県においては、モモ等の生産園地の一部で当該虫の発生
が確認されました。一方、東京都及び大阪府においては、調査時期が成虫の発生時期
を過ぎていたこともあり、成虫の発生は確認されませんでした。

現在のところ、当該虫による被害は公園や街路樹等の老樹や衰弱したサクラに多い
状況ではありますが、加害が進むことで、落枝、倒木等による人的被害の発生が懸念
されるとともに、発生地から果樹園、生物多様性保全上重要な地域（自然公園、自然
環境保全地域等）等に侵入することで、農作物や生態系へ被害が拡大することが懸念
されます。

このため、環境省と農林水産省は、当該虫の防除に係る情報共有、指導等の連携を
行うとともに、今後、必要に応じて更なる対応を検討していく予定です。貴職におか
れては、下記のとおり対応するよう要請します。

記

- 1 野生生物担当部局と農林水産担当部局は、当該虫に関する情報共有を十分に行
うとともに、防除体制を整備すること。

- 2 野生生物担当部局は、市町村に対して、当該虫の発生に関する情報提供を行うとともに、公園や街路樹等で当該虫の発生が確認された場合は、まん延防止のため、成虫の捕殺等の適切な防除を実施するよう指導すること。
- 3 野生生物担当部局は、市町村に対して、施設の管理等の際に当該虫又は当該虫の発生が疑われる状況を確認した場合は、速やかに最寄りの環境省地方環境事務所に連絡するよう指導すること。
- 4 農林水産担当部局は、生産者への営農指導や発生予察事業の調査等において、当該虫又は当該虫の発生が疑われる状況を確認した場合は、速やかに最寄りの農林水産省植物防疫所に連絡すること。

.....[別 紙]....

クビアカツヤカミキリ(*Aromia bungii*)について

1. 生態等について

- 【 分 類 】コウチュウ目 ハムシ上科 カミキリムシ科
- 【 学 名 】*Aromia bungii*
- 【 和 名 】「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」では、“クビアカツヤカミキリ(クロジャコウカミキリ)”を使用している。
一部では、クロジャコウカミキリと呼称する場合もある。
- 【 原 産 地 】中国、台湾、朝鮮半島、ベトナム北部など
- 【 体長・体色 】成虫の体長は、約2.5～4センチ。全体的に光沢のある黒色で胸部(首部)が赤い。
海外では、胸部(首部)が黒い個体も確認されている。
- 【 被害・生態 】幼虫が生木に食入・加害することで樹木を衰弱させる。幼虫が生木の内部を摂食(その際、フラス(木屑等)を排出)し、樹木内で2～3年かけて成長、蛹となり、我が国の発生地では6月中旬～8月上旬頃に成虫となって樹木の外に出る。雌成虫は、交尾後、幹や主枝の樹皮の割れ目に産卵する(8～9日後にふ化)。
- 【 寄 主 植 物 】サクラ、カキ、オリーブ、ハコヤナギ、セイヨウスモモ、ウメ、モモ、ザクロ、コナラ、ヤナギなど
- 【 写 真 】



成虫(植物防疫所原図)



枝にたまったフラス(植物防疫所原図)



根本にたまったフラス(桐山哲氏原図)



成虫雄(桐山哲氏原図、左:日本で確認された個体、右:海外で確認されている個体)

2. 発生状況

本種の成虫又は本種が疑われるフラスが確認された地域は以下のとおり。

発生確認年	都道府県	主な確認場所
平成 24 年	愛知県	神社、民家のサクラ
平成 25 年	埼玉県	用水路沿いのサクラ
平成 27 年	群馬県	公園、神社のサクラ
	東京都	公共施設のサクラ
	大阪府	公園のサクラ
	徳島県	民家のサクラ、果樹園のモモ

3. 調査・防除方法

通常の管理の範囲内でフラス(木屑等)が確認された場合、本種の発生が疑われるため、フラス確認後は、成虫の発生時期(6～8月)に当該樹木を中心に成虫の有無を調査する。

成虫を見つけた場合は捕殺する。また、幼虫の食入孔を見つけた場合は、針金を食入孔に差し込むことによる刺殺に努めるとともに、羽化した成虫の分散防止及び新たな産卵を防止するため、羽化期から成虫の産卵時期にあたる6～8月に、ネット(防鳥ネットとして利用されているもの、目開き4mm以下)等を樹幹に巻き付ける。

なお、複数の食入孔や脱出孔が確認された樹木については、確認できない食入孔があるなど、当該樹木からの個体の完全な排除は困難であるため、成虫が拡散しないような措置を取った上で、伐倒等を検討する。(食入孔が見つかりと多くの場合、根まで侵入している可能性が高い。)。

なお、伐倒木については適切に処理すること。

また、当該種による加害が進むと、落枝、倒木等による人的被害が発生するおそれがあるとともに、枯死した樹木を安易に移動させることは、当該種が拡散し、被害の拡大につながるので注意が必要。



<ネットを樹幹に巻き付けている様子>

II. 緑の安全管理士会

1. 平成28年度「緑の安全管理士会」役員会開催(6/22)

平成28年6月22日(水)に開催された「緑の安全管理士会」役員会において、新役員が選出された。会長に水流昇氏(九州・沖縄支部長)、副会長に舟山茂氏(関東・甲信越支部長)、新任された近畿支部の紀平茂男氏、中国・四国支部の吉岡忠志氏を含む7役員(支部長：下表)と事務局として緑の安全推進協会からは、齊藤登会長以下6名が出席して、全農薬ビル9F会議室で開催されました。

議題：①平成28年度役員の選出

②平成27年度の活動報告と収支決算

③平成28年度の活動計画と収支予算

④支部大会運営等の対応概要(H27)と対応方針(H28)

⑤現状の課題と対応、ほか

緑の安全管理士会役員

[会長：水流 昇 副会長：舟山 茂] 注) ____ 新任

支部名	支部長	副支部長	副支部長
北海道	弓削 知憲	関 澄之	森 信 彦
東北	平尾 明	正木 吉範	
関東・甲信越	舟山 茂	真田 正彦	渋谷 浩司
東海・北陸	三嶋 公明	大石 浩	
近畿	紀平 茂男	宮本 淳	森 昌 幸
中国・四国	吉岡 忠志	吉澤 昌之	
九州・沖縄	水流 昇	吉見 哲郎	竹井 嘉浩

前支部長の中国四国支部小郷巧氏(六期12年間)、近畿支部上尾正美氏(一期2年間)の功績に対し、緑の安全推進協会会長から感謝状が贈られた。

2. 平成27年度の「緑の安全管理士会」役員会資料(抜粋)

◇ 平成27年度活動報告

(1) 支部大会(兼資格更新研修会)の開催

「緑の安全管理士会」支部大会(兼資格更新研修会)の開催日と参加者区分・人数及び研修内容・講師は以下のとおり。

支 部	開催日	場 所	管理士数	参加者	更新対象	更新者	出席率	更新率	アンケート提出者
北海道	11月24日	札幌ガーデンパレス	235	85	39	28	36.2%	71.8%	58 68.2%
東北	12月11日	仙台市・ホテル白萩	345	127	56	40	36.8%	71.4%	49 38.6%
関東・甲信越①	11月19日	北区・北とびあ	595	201	122	45	33.8%	36.9%	79 39.3%
関東・甲信越②	11月30日	北区・北とびあ	594	265	85	83	44.6%	97.6%	88 33.2%
東海・北陸	11月26日	名古屋中小企業福祉会館	370	113	43	38	30.5%	88.4%	52 46.0%
近畿	1月22日	大阪市・新梅田研修センター	266	139	59	47	52.3%	79.7%	66 47.5%
中四国	1月21日	岡山市・オルガホール	224	88	51	31	39.3%	60.8%	46 52.3%
九州・沖縄	1月20日	福岡市・天神クリスタルビル	246	93	43	28	37.8%	65.1%	39 41.9%
計			2,875	1,111	498	340	38.6%	68.3%	477 42.9%
平成26年度			2,815	1,113	458	307	39.5%	67.0%	495 44.5%

参加総数は1,111名(26年度1,113名)、資格更新者は340名(同307名)、資格有効期間内の参加者は771名(同806名)。**[更新受講料:20,200円(資格有効期間:5年間)]**

[平成27年度の研修テーマ]

- (1) 農薬を巡る最近の動向について(各地方農政局)
- (2) 農薬に係る環境リスクの評価と管理(環境省)
- (3) 農薬の登録状況を巡る話題(FAMIC)
- (4) 短期暴露・ミツバチ等を巡る最近の話題(農薬工業会)

なお、参加された管理士の方々の要望や意見の把握は、会場毎にアンケート調査を実施している。回答率は27年度43%(26年度:44%)でその向上が課題です。

また、研修会での途中退席者については、緑の安全管理士の資格が社会的にも認知されつつある中で、公益法人として「資格の認定」、「資格の更新」を行っていることを、26年度からは参加者へ啓発することで途中退席者の解消に理解を求めました。

(2) 旧「認定証(カード)」を紛失している場合

更新研修を終えた資格更新者への新規「認定証(カード)」等の発送は、旧『認定証(カード)有効期限:平成28年3月31日』の返納を確認してからの発送としています。

事務の正確を期すため「認定証」を紛失している場合は、『紛失届(再発行を抹消)』の提出(FAX可)を確認できた時点で「旧・認定証」の返納に代えています。

[届出には手数料・写真は不要] [紛失届:みどりのたより各巻末に収録]

(3) 会報「みどりのたより」の発行およびメールマガジンの発信

最近の農薬を巡る動向等について、管理士あてに取りまとめた会報「みどりのたより」は、年3回発行(No.63,64,65)。併せて、PDF版を当会ホームページに掲載。

また、郵便物等が送付先不明で返送される事例が連続する場合は、一旦、発送を停止しますが連絡先等変更届を事務局で受理した時点で発送の再開としています。

メールアドレスを登録されている管理士622名(26年:485名)の方へは、農薬の登録情報・病虫害の発生予察などの情報等を40回(同43回)提供した。

(4) その他

(公社)緑の安全推進協会創立20周年記念事業として、記念誌「20年のあゆみ」の発行とともに

- ① 緑の安全管理士を多数養成している事業者(18社)には「感謝状」をもって謝意。

併せて、事業者名を会報(みどりのたより63号)で紹介。

- ② 管理士資格を長期継続(20年以上)されている管理士(248名)の氏名を同会報で紹介。

併せて、27年度に資格更新された管理士(51名)の「認定証書(カード)」からゴールドカードとして区分している。

[記念誌(協会HPに掲載):<http://www.midori-kyokai.com/kanrisi/>]

[別表]

「緑の安全管理士会」平成27年度/28年度収支について

◎支部大会等収支決算・収支予算

		27年度収支決算			28年度収支予算	
		予算額(イ)	決算額	増減	予算額(ロ)	増減(イーロ)
◆収入	(1)認定研修会収入	4,100,000	3,820,200	-279,800	3,690,000	-410,000
	(2)更新研修会収入	7,070,000	6,941,268	-128,732	7,676,000	606,000
	(3)認定証 交 付 料	198,000	229,000	31,000	198,000	0
	(収入合計)	11,368,000	10,990,468	-377,532	11,564,000	196,000
◆支出	(1)組 織 強 化 費 (注)	100,000	100,000	0	100,000	0
	(2)事 業 促 進 費	200,000	259,200	-59,200	300,000	100,000
	(3)管理士会会場費	800,000	766,264	33,736	800,000	0
	(4)管理士会旅費	1,300,000	941,089	358,911	1,100,000	-200,000
	(5)管理士会印刷費	2,025,000	1,480,492	544,508	1,800,000	-225,000
	(6)管理士会通信費	650,000	483,547	166,453	600,000	-50,000
	(7)管理士会謝金	600,000	579,057	20,943	600,000	0
	(8)管理士会諸費	300,000	279,204	20,796	300,000	0
	(9)会 報 作 成 費	900,000	1,040,688	-140,688	1,100,000	200,000
	(10)会 報 発 送 費	900,000	772,767	127,233	900,000	0
	(11)認定証作成発送	10,000	230,649	-220,649	250,000	240,000
	(12)認定研修会場費	200,000	184,680	15,320	600,000	400,000
	(13)認定研修テキスト	700,000	139,950	560,050	533,300	-166,700
	(14)認定研 修 謝金	400,000	366,425	33,575	400,000	0
	(15)認定研修通信費	50,000	169,867	-119,867	200,000	150,000
	(16)認定研修印刷費	730,000	622,296	107,704	730,000	0
	(17)認定研修会諸費	500,000	443,544	56,456	500,000	0
	小計((1)~(17))	10,265,000	8,759,719	1,505,281	10,713,300	448,300
	【管理士会・負担分】					
	(1)システム業務委託費	758,400	1,117,340	-358,940	758,400	0
	(2)事務所賃借料等	2,400,000	2,288,246	111,754	2,400,000	0
	(支出合計)	13,423,400	12,165,305	1,258,095	13,871,700	448,300
◆差引		-2,055,400	-1,174,837	880,563	-2,307,700	644,300
	(人件費等)	(8,038,000)	(8,285,118)	(247,118)	(8,017,000)	(-21,000)

◇ 平成 28 年度活動計画について

(1) 支部大会(資格更新研修会)の開催

主な活動は、前年度と同様に7支部における支部大会(更新研修会)で、詳細な内容については、各支部役員の意見を参考に9月までに決定、凡そは以下のとおり。

①平成 28 年度「緑の安全管理士会」支部大会(資格更新研修会)の開催計画

支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日
北海道	11/21	関東①	11/28	東海・北陸	11/22	中国・四国	1/19
東北	12/1	関東②	12/12	近畿	1/20	九州・沖縄	1/18

①開催場所:各会場の案内図は、当協会のホームページに掲載しています。

[<http://www.midori-kyokai.com/kanrishi/taikai.html>]

②研修内容:緑の安全管理士に有用で時宜を得た設定の検討が必要と考えている。

③受講料:20,200 円 [資格有効期間:5 年間]

④研修テーマ:「農薬散布等に用いる無人航空機(ドローン含)の現状(仮称)」

・散布技術(…登録農薬)、安全対策(…機体、散布装置、オペレーター(ナビゲーター)、周辺への周知等)、飛行ルール(…航空法、散布基準)などの内容で(一社)農林水産航空協会へ依頼しているところ。 <参考>農林水産航空協会の関係サイト



(2) 平成27年度支部大会アンケートの要望等に対する対応案

問:講演内容が重複(農水省、環境省、FAMIC の説明振り)していて、事案によっては話が端的でない(回りくどい)に関しては。

答:行政担当(農水省、環境省)との講演テーマの選定時点で、ポイントとする項目や要点について事前打ち合わせを十分に行った。

これを更に周知することを FAMIC の担当へ情報提供することで講演内容での重複の解消に努めるとともに。講師には、前段講演者の内容を踏まえての説明振りの工夫(割愛等)やPPTの事前準備を丁寧にすることで簡潔な説明がいただける依頼に努めます。

問:現場に応じた事例等の紹介を重点に関しては

答:行政(農水省、環境省)へは、最近、制定・改正された制度や規制等で、現場に関わる重点事項とした依頼とし、FAMIC には検査機関の視点から農薬登録の使用現場に係る話題に絞っての依頼とする。

また、講師には時間的に余裕のあるパワーポイントの点数への絞り込みと、講演時間内での質疑応答を依頼する。

問:テーマについては、緑化・ゴルフ場分野の充実、現場に即した話題、ドローン等の最新の情報、農業機械についても等の多様な要望に関して

答:管理士の方々が従事されている多種多様な現場を反映した要望から、平成 28 年度は、航空法の改正等を踏まえつつ本格的な利用開始が見込まれる無人航空機(ドローン)に係る農薬散布等における現状について、平成 29 年度に向けた最新の情報提供を農林水産航空協会に依頼することで了承を得ている。

◇テーマ(仮称):「農薬散布等に用いる無人航空機(ドローン)の現状」

問:管理士資格を取得しているメリットともなるので、薬剤散布等の委託業務に係る市町村の入札においては、「緑の安全管理士」等の資格保有者を要件に加えるように働きかけるべきではないか。

答:住宅地等における農薬散布については、平成25年4月に農水省(消費・安全局長)及び環境省(水・大気環境局長)の連名通知において、「当該業務の実質上の責任者が緑の安全管理士等の資格を有していることを入札の要件として規定する。」などの取組事例として既に明記されていること。

資格認定研修会の受講においては、上記通知に沿った入札要件を満たすために「緑の安全管理士」の資格を取得したいとの造園業者の割合が増加(注)していること。

[注] 平成 25 年度:29%、26 年度:45%、27 年度:43%]

問:資格の更新料が高すぎるのでは。

答:①更新研修に係る受講案内経費、資料代、講師料(旅費等)、会場料。②更新者への認定証書・認定証等の作成・送料代などの直接的な経費。及び、③毎年度の研修会案内(同資料代等)、④みどりのたより(年3回)の作成・送料代などの間接的な経費を合算して、更新時の5年毎に更新料(20,200 円)として納付いただいていること。

(年会費的な試算:4,000 円/年×5年間)

問:途中退席者が多く見られるが出席確認は最後に行うなどの工夫が必要では。

答:管理士としてのスキルアップを求める意見が寄せられている中での貴重な提案であり、公益社団法人としての認定資格として認識されつつあると受け止めていることなどから、退出者には理由書(早退願い等)の提出を求めて、止むを得ない場合を除き出席確認を取り消す方向で検討(管理士会役員会等)を進めたい。

問:業務等の都合があるので参加を容易にする上からも支部での開催回数を関東地区と同様に2回に分けることはできないか。

答:関東地区の場合は、対象の管理士数が約 1,200 名(更新対象は 200 名程)のために2回に分けざる得ないこと。経費的な負担(更新料金)を抑えるためにも1研修会場は 100 名内外での開催規模としていること。なお、業務等との都合については、年間の研修日程のご案内を早期(28 年度:3月末に HP・会報へ掲載)に行うことで、管理士の方々には業務等の調整によるご理解をお願いしたい。

問:狭隘な会場の解消、3人掛け机では椅子席に余裕が欲しいや席が狭い等については

答:会場の拡大、3人掛け机での余裕ある席数の配置を施設側に依頼します。

問:開始時間の繰り下げ・終了時間の繰り上げ要望。

答:更新研修会(兼支部大会)については、支部毎にご案内のプログラムに沿って進めることとしており、終了時間については事務局の時間内で調整に努めることとします。

なお、北海道は平成 28 年度から13時開始へ変更予定(27 年度:12:30～)。

3. 事務局からの連絡とお願い

(1) 「みどりのたより」へのご意見、ご投稿をお待ちしています

緑の安全管理士の皆さまの活動状況を掲載して、相互の情報交換あるいは意識の向上に役立てたいと考えています。

皆さまのご意見や記事投稿をお待ちしております。

(2) 会報「みどりのたより」の発行およびメルマガジンの発信

年3回の発行予定、全管理士2,939名(27年度:2,881名)、国・都道府県の関係部局(含試験場・防除所)、FAMICなどに配布する。

緑の安全管理士の活動状況を掲載して、相互の情報交換あるいは意識の向上に役立てるため、会員へのご意見、記事の投稿を呼びかける。

メールアドレスを登録されている管理士832名(同622名)に対しては、農薬登録、病害虫の発生予察等の情報をメルマガとして提供する。

将来的には支部(地域)活動の展開を図るうえからも地域の会員相互の連絡ネットワークの構築を不可欠と考えていることから、メールアドレスの登録を推進する。

資格認定(更新)受講申込書に記入された方、又は、登録手続きをされた方は不要。

(3) 勤務先や住所等が変更となった場合

みどりのたより・資格更新案内など種々のお知らせは、管理士個々の届出の所属先に送付していますが、毎回、宛て先不明で返送される件数が多々見られます。

宛先不明が連続(2回を目途)する場合は、発送は停止しています。

勤務先や住所など届出事項の内容に変更があった場合は、FAX・電子メール等で速やかに事務局までご連絡下さい。発送を停止している場合は再開します。

[届出書:協会HP、各みどりのたより巻末に掲載]



(4) 「緑の安全管理士」認定証の再発行

ダウンロード、ご記入の上、写真2枚、を添えて事務局まで提出。

再発行料金(3,000円)は、再発行した「認定証」に同封の郵便・払込票をご利用下さい。不明な点は事務局にお問い合わせください。

[再発行願い:協会HPに掲載、各みどりのたより巻末に掲載]



(5) 「緑の安全管理士」認定証の紛失届 ・ ・ [様式は、上記(7)と同じ]

認定証を紛失している場合は、「認定証 紛失等再発行願い」の書式を『紛失届

(再発行を抹消)』として、提出(写真・手数料は不要、FAX可)することで事務処理しています。



Ⅲ. 緑の安全推進協会

1. 第27回通常総会開催

平成28年6月17日、通常総会を開催し、平成27年度事業および決算、役員補欠に伴う選任について協議し、理事会提案とおり承認されました。

平成28年度(公社)緑の安全推進協会役員名簿(理事・監事) [平成28年6月17日]

役 職	氏 名	所属会社・団体
会 長	齊 藤 登	(公社)緑の安全推進協会
副 会 長	平 田 公 典	農薬工業会 会長
〃	小 林 由 幸	(株)ロイヤル・グリーン・メンテナンス 代表取締役社長
専務理事	内田 又左衛門	(公社)緑の安全推進協会
理 事	青 木 邦 夫	全国農薬協同組合 理事長
〃	尾 嶋 正 弘	クマイ化学工業(株) 常務取締役
〃	小 田 敏 晴	全国農業協同組合連合会 肥料農薬部次長
〃	廣 瀬 薫	(株)ニチノ緑化 代表取締役社長
〃	壇 辻 寛 和	住友化学園芸(株) 代表取締役社長
〃	姫 島 正 樹	ダウ・ケミカル日本(株) 日本・韓国 登録部長
〃	細 川 寛 治	(株)理研グリーン 代表取締役社長
〃	矢 野 俊 彦	住友化学(株) アグロ事業部長
監 事	小 西 敏 之	小西安農業資材(株) 代表取締役社長
〃	阪 本 剛	農薬工業会 専務理事

2. 資格認定研修会 [研修会場を変更]

第 38 回「緑の安全管理士(緑地・ゴルフ場分野)」資格認定研修会は、受講者の募集(定員:100 名)を行って、平成 28 年 12 月 5 日(月)～7 日(水)の日程で東京千代田区内神田の「アーバンネット神田カンファレンス」で実施予定です。

なお、研修会場の変更に伴い最寄り駅が「JR 新橋駅」から「JR 神田駅」となります。

資格認定研修会案内(受講申込書等)は、協会HPに 9 月頃に掲載の予定です。

<注> 現在は、平成 27 年度の案内を参考に掲載しています。>

[<http://www.midori-kyokai.com/sikaku/nintei.html>]

(留意事項:受講希望者へは、近隣の宿泊施設の確保を促すなど。)



3. 特別研修会

「特別研修会」は、緑の安全管理士や防除に携わられる一般の方々の技能及び信頼度の一層の向上を目的として「現場で役立つ病虫害の診断と防除対策」、「農薬の適正使用に関する情報」の提供を農薬工業会支部を単位として年2カ所を目処に開催しています。

平成 28 年度は、関東地区と東北地区での開催を予定。各地区内の「緑の安全管理士」を対象に案内、その他の防除業関係者(行政機関等)の参加を呼び掛けることとしています。

現在、テーマ等の詳細については、該当支部内で検討が進められています。

① 関東地区：平成 29 年 2 月 16 日(木)、東京都北区「北とぴあ」

② 東北地区：平成 29 年 2 月 24 日(金)、仙台市「ホテル白萩」

4. 「グリーン農薬総覧2016年追補版」のご案内

総合版と追補版は交互に隔年で刊行、本追補版は平成 27(2015)年 1 月～12 月における新規登録、適用拡大、失効等の変更など最新の登録情報を基に登録農薬の全てに、登録番号と適用作物名を記載するとともに樹木類の病虫害及び雑草など対象分野別に整理し、加えて、家庭園芸用の品目についても充実を図っています。



協会HP[出版物案内]でサンプルがご覧になれます。HP掲載の注文書をダウンロードして**FAX(03-5209-2513)**できます。[注文用紙：協会HPに掲載]

5. 講師派遣

農薬の適正使用や安全性に関する知識の向上を目的として、都道府県・地方自治体・学校・関係団体・一般市民の研修会等へ要請を受けて、平成27年度は166件(前年：142件)講師を無償で派遣しています(緑地・ゴルフ場分野は13件)。

緑地・ゴルフ場分野を専門とする講師(14人)も揃えていますので、研修会等を希望・企画されている方に積極的にご紹介ください。同27年度は32件が新規要請でした。

派遣の時期・内容等の調整には2ヶ月程が必要で、研修会の規模(参集人数)は30名以上が目安です。講師派遣の詳細、申し込み様式は協会HPに掲載しています。

お問い合わせ等は農薬相談室：電話番号：03-5209-2512 FAX：03-5209-2513

[Email：ishijima@midori-kyokai.com URL：<http://midori-kyokai.com/>]



6. 農薬電話相談室

農薬の使用者や一般市民の方々からの農薬に関する電話相談には無料で応じています。農薬に関する疑問や質問などどのような内容でもお問い合わせください。

直接の疑問・質問など以外にも「この問題については、何処に問合せたら良いか？」などについても気軽に尋ね下さい。可能な限り調べた上でお答えしています。

相談電話：03-5209-2512



7. 農薬の適正使用等についての「リーフレット」

緑の安全推進協会では、農薬工業会と連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などを優しく解説したリーフレットを作成し、知識普及・啓発に関わる方々に講習会・研修会・会議等の資料や各種イベントでの配布用などに活用していただけるように支援しています。リーフレットは無償で送料の負担もありません。

(27年度実績：リーフレット13種類、320ヶ所、219千枚)

ご希望される方は、リーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先等を、当協会まで **FAX 03-5209-2513** にてお申し込み下さい。

提供できるリーフレットの記載内容等は、当協会HPでサンプルを確認できます。

詳細は、**農薬相談室(03-5209-2512)**まで。

[サンプル：http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html]



[FAXにあたっては、以下を明記して下さい]

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 使用目的(2) 配付対象(3) リーフレットの種類(表題)(4) 必要数(5) 利用期日(必着日)(6) 送付先住所・担当者名(7) 連絡先(TEL & FAX、E-mail 等) |
|--|

平成28年度は、次頁の「農薬の適正使用のために！」を新たに作成したのでご利用下さい。

農薬の適正使用のために！

公益社団法人 緑の安全推進協会 (2016)

農薬を適正に使用するためには、農薬の役割、安全性、危被害防止方法等の正しい理解が必要です。当協会では農薬使用者や指導者の皆様等に向けて以下のような事業を実施していますので、是非ともご利用下さい。

1 講師の派遣

都道府県・生産者団体等が主催する「農薬の適正使用を目的とした講演会、研修会、勉強会」へ講師を派遣します(旅費等は協会負担)。

昨年度は、京都府の10件を始めとして、計166件の派遣を行いました。北海道、群馬、東京、千葉、京都、香川及び福岡県等の13都道府県では年平均5件以上の実績があります。

更に幅広くご利用下さい。本事業の詳細は当協会のホームページ (<http://www.midori-kyokai.com/haken/>) でご覧いただけます。



2 リーフレットの配布

農薬の適正使用、危被害防止方法、関連する法令等をやさしく解説した以下のようなリーフレットを作成し、ご要望に応じて都道府県や関係団体の方へ無償提供を行っています。

昨年度は、延べ320箇所にて218,700部をご利用いただきました。

リーフレットは、農家の方々からの質問や電話相談等に見られた現場ニーズに対応して作成しております。今年度は「ちゃんと知りたい農薬のこと」及び「しっかり記帳できちゃんと管理」の2種類を追加して、一層の充実を図っています。リーフレット内容の詳細は当協会のホームページ (http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html) でご覧いただけます。

3 電話相談

農薬の適正使用のために確認すべき事項等を気軽に相談できる窓口として、「農薬でんわ相談窓口（03-5209-2512）」を設けています。

農薬使用者や指導者はもちろん、一般の方やその他の皆様からの相談でも結構です。相談には、「自分が栽培している作物が適用作物のどれに分類されるかが判らない」や「農薬の廃棄（原液、空容器等）」などもあり、農薬の不適正使用や法違反などに繋がりがねないものが少なくありません。

また、一般の方（殆ど農薬を使用されたことが無い方）からの安全性や健康不安に関するものなどの相談も寄せられています。

確認すべき事項等でご不明なことがあれば、お問い合わせ下さい。

【農薬の適正使用のために確認すべき事項】

- ①農水省登録番号（登録農薬の使用）
- ②適用作物（適用作物名に有る作物への使用）
- ③希釈倍数あるいは使用量（適正な濃度及び量での使用）
- ④使用時期（収穫前日数の確保）
- ⑤使用回数（有効成分毎の総使用回数の超過に注意）
- ⑥最終有効年月（有効年月内の農薬使用）
- ⑦使用上の注意事項（効果・薬害、有用生物への影響、安全使用上の注意等）

4 緑の安全管理士（現場の指導者）の育成

「緑の安全管理士」は、病虫害・雑草の防除に関する高度な知識と技能を習得し、農薬の適正使用の普及及び指導・監督を行い得るものとして、当協会が認定する資格です。

農林水産省と環境省は「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け）の局長通知の中で、地方公共団体が病虫害等の防除を外注する際、業務実施上の責任者が「緑の安全管理士」等の資格を有していることを入札資格の要件とするなど、防除関係者に資格の取得を求めています。

緑の安全管理士の資格は「農耕地分野」と「緑地・ゴルフ場分野」の2分野で、資格は5年毎に更新（更新研修会は毎年開催：5年間で2回以上の出席が更新要件）することで、最新情報の収集、知識や技術の向上を図っています。

都道府県が認定する農薬管理指導士等の取得に必要な研修や試験が「緑の安全管理士」の資格者には免除する等の措置を講じている県*があります。

〔*〕鹿児島県、福岡、山梨、群馬、山形、岩手：2016.6.1時点



ご希望、ご相談、ご質問等は、（公社）緑の安全推進協会（電話：03-5209-2512）へ

公益社団法人 緑の安全推進協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4

TEL.03-5209-2511 FAX.03-5209-2513

<http://www.midori-kyokai.com>



『緑の安全管理士』連絡先等変更届出書

公益社団法人 緑の安全推進協会内
緑の安全管理士会 事務局 御中

住所、連絡先(勤務する事業所、所属会社等)等が変更になりましたので、お届けいたします。

届出日 平成 年 月 日

認定番号(No.)

氏 名()

変更前の勤務先()

※ 下記の変更事項に○をつけてください。

①会社名、②所属、③勤務先、④住所、⑤その他

【変更後】変更があった事項についてのみご記入ください。

1.勤務会社名等 (ゴルフ場の方はゴルフ場名 を記入)		2.経営母体名 (ゴルフ場の方のみ記入)
3.所属部署及び支店名 又は営業所名等		
勤務先の所在地 (郵便の送付先を記入)	〒(—)必ずご記入ください。	
	TEL — —	FAX — —
	E-mail	
5.自宅住所等	〒(—)必ずご記入ください。	
	TEL — —	FAX — —
	E-mail	

☆ゴルフ場に勤務の場合、1.にゴルフ場名、2.に経営母体名を書いてください。会社等に勤務の方は1.に勤務会社名等、3.の所属部署や支店名又は営業所名をも記入してください。

☆勤務先がない場合(退職、自営等)は、5.に自宅住所等として、当協会と連絡が取れる連絡先を必ず書いてください(特に退職の場合は、1.勤務会社名等欄に「退職」と記入して、5の自宅住所等を必ず記入してください)。

☆ ご届出いただいた内容の個人情報、支部大会案内、更新研修会案内、認定証書の発送等の場合以外には使用いたしません。

- 「緑の安全管理士」は個人の資格です。転勤、退社等により「連絡先」に変更が生じた場合には、速やかにこの届出書をご提出してください (FAX 可)。
- 当協会は本届出書に基づき貴殿の「緑の安全管理士」データの変更を行います。ご提出が遅れますと支部大会案内、更新研修案内、認定証書の発送等に支障をきたす事になりますのでご注意ください。

送付先：公益社団法人 緑の安全推進協会 FAX：03-5209-2513

E-mail：midori@midori-kyokai.com

公益社団法人 緑の安全推進協会 御中

『緑の安全管理士』認定証書および認定証 紛失等再発行願い

写真貼付 免許証サイズ	申請年月日	平成 年 月 日	
	認定番号	No.	
	ふりがな		
	氏 名		
	生年月日	(昭和・平成) 年 月 日生	
勤 務 先 名			
所 属 部 課			
勤 務 先 住 所	(〒 —)		
勤務先 TEL/FAX	TEL:	FAX:	
勤務先 E-mail			
自 宅 住 所	(〒 —)		
自 宅 TEL/FAX			
自 宅 E-mail			
再発行(紛失)類名	1. 認定証 (名刺サイズ写真付) 2. 認定証書 (B 5サイズ証書)		
再発行(紛失) 由	1. 紛失 2. その他()		
分 野 別	1. 農耕地 2. 緑地・ゴルフ場分野		
認 定 年 月 日	平成 年 月 日		
有 効 年 月 日	平成 年 月 日		

- ★ 認定証書(B5 サイズ証書) 再発行料金 ￥3,000(送料込み)
 認定証(名刺サイズ写真付き)再発行料金 ￥3,000(送料込み)
 ※ 同封の郵便振替用紙でお振込み下さい。(振込手数料はご負担ください。)

★ 写真 2 枚送付のこと。

※ 1 枚は本願い書に貼付。もう 1 枚は裏に氏名を書いて裏返し、クリップ止めて同封。

送付先：公益社団法人 緑の安全推進協会 FAX：03－5209－2513

E-mail：midori@midori-kyokai.com

みどりのたより

第66号

発行日 平成28年7月13日

発行 緑の安全管理士会 事務局

〒101-0047

東京都千代田区内神田3-3-4（全農薬ビル5階）

公益社団法人 緑の安全推進協会 内

TEL : 03-5209-2511

FAX : 03-5209-2513

http : [//www.midori-kyokai.com](http://www.midori-kyokai.com)

Eメール : midori@midori-kyokai.com

